

亀山市告示第176号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定し、これを告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部用地管理室に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

平成28年7月15日

亀山市長 櫻井 義之

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21897
- 3 路線名 住山11号線
- 4 道路の区域

区 間		延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	
起 点	終 点		最小	最大
住山町字堤ヶ 谷426番1 地先	住山町字葛城 101番地先	130.00	最小 9.75	最大 80.80

亀山市告示第 175 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 2 項の規定により、市道の路線を次のとおり変更したので、同条第 3 項の規定により告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部用地管理室に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供する。

平成 28 年 7 月 15 日

亀山市長 櫻井 義之

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 30101
- 3 路線名 和賀白川線
- 4 道路の区間及び重要な経過地
 - (1) 変更前
 - ア 道路の区間
 - (ア) 起点 野村町字清谷 1658 番 1 地先
 - (イ) 終点 住山町字下古野 2 番地先
 - イ 重要な経過地 なし
 - (2) 変更後
 - ア 道路の区間
 - (ア) 起点 野村町字清谷 1658 番 1 地先
 - (イ) 終点 住山町字うとう谷 430 番 18 地先
 - イ 重要な経過地 なし